

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月十六日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第四十号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（保健所長への委任） 第九条（略） 一（略） （一）（五）（略） （六） 第六条の八第一項の規定による医業、 歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、 診療所、助産所若しくはオンライン診療 受診施設に関する広告に係る報告の命令 及び立入検査 （七） 第六条の八第二項の規定による医業、 歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、 診療所、助産所若しくはオンライン診療 受診施設に関する広告に係る中止又は是 正の命令 （八）（十）（略） （九） 第八条第一項の規定による診療所又は 助産所の開設の届出の受付及び同条第二 項の規定によるオンライン診療受診施設 の設置の届出の受付 （十） 第八条の二第二項の規定による病院、 診療所、助産所又はオンライン診療受診 施設の休止及び再開の届出の受付 （十一） 第九条第一項の規定による病院、診療 所、助産所又はオンライン診療受診施設 の廃止の届出の受付及び同条第二項の規 定による開設者の死亡等の届出の受付 （十二）（十三）（略） （十四） 第二十四条の二第一項の規定による病 院、診療所、助産所又はオンライン診療 受診施設の業務に係る措置の命令 （十五） 第二十四条の二第二項の規定による病 院、診療所、助産所又はオンライン診療 受診施設の業務の全部又は一部の停止の 命令 （十六） 第二十五条第一項の規定による病院、 診療所、助産所又はオンライン診療受診 施設に係る報告の徴取及び立入検査 （十七） 第二十五条第二項の規定による病院、 診療所、助産所又はオンライン診療受診	（保健所長への委任） 第九条（略） 一（略） （一）（五）（略） （六） 第六条の八第一項の規定による医業、 歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、 診療所若しくは助産所に關する広告に係 る報告の命令及び立入検査 （七） 第六条の八第二項の規定による医業、 歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、 診療所若しくは助産所に關する広告に係 る中止又は是正の命令 （八）（十）（略） （九） 第八条の規定による診療所又は助産所 の開設の届出の受付 （十） 第八条の二第二項の規定による病院、 診療所又は助産所の休止及び再開の届出 の受付 （十一） 第九条第一項の規定による病院、診療 所又は助産所の廃止の届出の受付並びに 同条第二項の規定による開設者の死亡等 の届出の受付 （十二）（十三）（略） （十四） 第二十四条の二第一項の規定による病 院、診療所又は助産所の業務に係る措置 の命令 （十五） 第二十四条の二第二項の規定による病 院、診療所又は助産所の業務の全部又は 一部の停止の命令 （十六） 第二十五条第一項の規定による病院、 診療所又は助産所に係る報告の徴取及び 立入検査 （十七） 第二十五条第二項の規定による病院、 診療所又は助産所に係る診療録、助産録、

施設に係る診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出の命令及び立入検査 (四)・(五) (略) (三) 第二十九条第一項の規定による病院、診療所又は助産所の開設許可の取消し及びその開設者又はオンライン診療受診施設設置者に対する期間を定めての閉鎖命令、同条第二項の規定による許可の取消し及び同条第三項の規定による地域医療支援病院の名称の使用承認の取消し 二 (四)・(五) (略) (一)・(二) (略) (四) 第四条第三項の規定による診療所又は助産所の開設届出事項の変更の届出及び同条第四項の規定によるオンライン診療受診施設開設の開設届出事項の変更の届出の受付 (五) (略) 三―六十一 (略) 六十二 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号) 第三条の規定による臨時の予防接種済証の交付 六十三―九十二 (略)	帳簿書類その他の物件の提出の命令及び立入検査 (四)・(五) (略) (三) 第二十九条第一項の規定による病院、診療所又は助産所の開設許可の取消し及び期間を定めての閉鎖命令、同条第二項の規定による許可の取消し並びに同条第三項の規定による地域医療支援病院の名称の使用承認の取消し 二 (四)・(五) (略) (一)・(二) (略) (四) 第四条第三項の規定による診療所又は助産所の開設届出事項の変更の届出の受付 (五) (略) 三―六十一 (略) 六十二 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号) 第四条の規定による臨時の予防接種済証の交付 六十三―九十二 (略)
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。